

策定年月	平成 6 年 1 2 月
変更年月	平成 1 3 年 4 月
	平成 1 8 年 8 月
	平成 2 2 年 6 月
	平成 2 6 年 9 月
	平成 2 7 年 1 0 月
	令和 3 年 1 月
	令和 5 年 9 月
	令和 7 年 1 0 月

農業経営基盤の強化の促進に関する 基本的な構想

令和7年10月

福島県西白河郡泉崎村

目 次

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標	1
第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する 営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標	5
1 経営計画策定指標に係る経営類型	5
2 生産方式、経営管理の方法及び農業従事の態様に関する指標	6
第2の2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する 営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業 経営の指標	8
1 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき水準	9
2 農業法人等への雇用により就農しようとする青年等が目標とすべき水準	9
第3 第2及び第2の2に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に 関する事項	9
1 農業を担う者の確保及び育成の考え方	9
2 村が主体的に行う取組	10
第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する 目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項	10
1 効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェア 及び面的集積の目標	11
2 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項	11
第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項	12
1 本村が行う農業経営基盤強化促進事業	12
2 第18条第1項の協議の場の設置の方法、第19条第1項に規定する地域計画 の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項	12
3 農地中間管理事業の実施を促進する事業	13
4 農用地利用改善事業の実施を促進する事業	13
5 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業	16
6 農業改善を図るために必要な農業従事者の育成及び確保を促進する事項	17
7 新たに農業経営を営もうとする青年等育成・確保に関する事項	17
8 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項	19
第6 その他	20

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

- 1 本村は、福島県「中通り」南部、西白河郡の中央部に位置し、県都福島市から南に約75km、東京からは約200kmの距離にある。東西8km、南北12km、面積35.43km²を有する平地農村地帯であるが、地形は北西部一帯にかけて山地に覆われ、総面積の約3分の1を占め、平坦部は北西部から南東部にかけて村の中央部を流れる泉川流域及び南東部の阿武隈川流域に広がり、概ね平坦で耕地群を形成している。その流域一帯は肥沃な沖積層土壌で耕地群が広がっているが、その他は洪積土の火山灰土の耕地群で形成されており、生産性は低く小規模で点在している。気候は、年間平均気温11℃、年間降水量は、約1,450mm、降雪日は10日前後で10cm程度の積雪であり、著しい交通障害はない。

農業の現状は、水稻を基幹作物とし、野菜、養豚等を補完作物とした複合経営で推移してきたが、農業者の高齢化、少子化による後継者不足等による離農、後継者の他産業への就業等により専業農家、第一種兼業農家の著しい減少が続いており、農業振興に大きな影響を及ぼしている。

また、農業生産は水稻を基幹作物とした複合経営が主流であったが、米価の下落とともに水稻中心から、トマト、キュウリ、ブロッコリー等の園芸作物を中心とした経営農家が増加してきている。水稻面においても福島県産米としてのブランド化の取り組み推進、野菜面での指定産地強化、労働力平準化や周年雇用体系により安定経営に取り組むため施設園芸への転換も行われている。また、「みどりの食料システム戦略」策定・公表以降、農業分野における環境負荷低減対策への関心度が高まりつつある現状から、その推進を強化し定着化を図る。

今後は、園芸作物の作付において、高収益性の作目、作型を担い手中心に導入し、地域として産地化を図ることとする。また、耕種を中心に経営規模の拡大を志向する農家と施設園芸等による集約的経営を展開する農家との間で、労働力提供、農地の貸借等においてその役割を分担しつつ、地域複合としての農業発展を目指す。

また、このような農業生産展開の基礎となる優良農地の確保を図ることを基本として、農業振興地域整備計画に即し、引き続き農村地域の秩序ある土地利用の確保に努めるものとする。

- 2 本村の農業構造については、昭和40年代からの企業誘致による工場等の進出及び工業団地の造成による企業立地を契機として兼業化が進み、恒常的勤務による安定兼業農家が増加したが、最近、一層の兼業の深化によって土地利用型農業を中心として農業の担い手不足が深刻化している。また、こうした中で、農地の資産的保有傾向が強く、安定兼業農家から規模拡大志向農家への農地の流動化はこれまで顕著な進展をみないまま推移してきたが、

最近になって兼業農家の高齢化が進み、機械更新時や世代交代等を機に急速に農地の流動化が進む可能性が高まっている。

一方、農業就業人口の高齢化及び減少に伴って、農業後継者に継承されない又は担い手に集積されない農地で一部遊休化したものが近年増加傾向にあることから、これを放置すれば担い手の規模拡大が遅れるばかりでなく、周辺農地の耕作にも大きな支障を及ぼすおそれがある。

- 3 本村は、このような地域の農業構造の現状の中で、今後とも振興を図るためには農業が職業として選択しうる魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来(概ね10年後)の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を育成することとする。

具体的な経営の指標は、本村及びその周辺市町村において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営の発展を目指し農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者並の生涯所得に相当する年間農業所得(主たる農業従事者1人当たり460万円程度、又は1個別経営体590万程度)、年間労働時間(主たる農業従事者1人当たり1,800時間程度)の水準を実現できるものとし、また、これらの経営が本村農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことを目指す。

- 4 本村は、将来の農業を担う若い農業経営者の意向その他の農業経営に関する基本的条件を考慮して、農業者又は農業に関係する団体が地域の農業の振興を図るためにする自主的な努力を助長することを旨として、意欲と能力のある者が農業経営の発展を目指すに当たってこれを支援する農業経営基盤強化促進事業その他の措置を総合的に実施する。

まず、本村は、夢みなみ農業協同組合、農業委員会、福島県県南農林事務所等が十分なる相互の連携の下で濃密な指導を行うため、村を中心とし、集落段階における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするため徹底した話し合いを促進する。更に、望ましい経営を目指す農業者や、その集団及びこれら周辺農家に対して村が主体となって営農診断、営農改善方策の指示等を行い、地域の農業者が主体性を持って自らの地域の農業の将来方向について選択判断を行うこと等により、各々の農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図られるよう誘導する。

次に、農業経営の改善による望ましい経営の育成を図るため、土地利用型農業による発展を図ろうとする意欲的な農業者に対しては、農業委員などによる掘り起こし活動を強化して、農地の出し手と受け手に係る情報の一元的把握の下に両者を適切に結びつけて利用権設定等を進める。

また、これらの農地の流動化に関しては、農用地利用改善団体や集落営農を中心として集団的土地利用を基本とし、全村的に展開して集団化・連担化した条件で担い手に農用地が

利用集積されるよう努める。

水田農業等土地利用型農業が主である集落で、効率的かつ安定的な農業経営体を育成するとともに、これらの経営体への農用地の利用集積が遅れている集落の全てにおいて、地域での話し合いに基づき作成した地域計画（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第19条第1項の規定による地域計画をいう。以下同じ。）の実現に向けて計画の見直しを推進するとともに、将来にわたり地域の中心となる経営体に位置づけられる担い手の確保を図る。また、地域での話し合いを進めるに当たっては、法第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた農業者（以下「認定農業者」という。）及び法第14条の4の規定による青年等就農計画の認定を受けた農業者（以下「認定新規就農者」という。）の経営改善に資するよう団体の構成員間の役割分担を明確化しつつ、認定農業者の育成、集落営農の組織化・法人化等地域の実情に即した経営体の育成及び農用地の利用集積の方向性を具体的に明らかにするよう指導を行う。特に、認定農業者等担い手の不足が見込まれる地域においては、特定農業法人制度及び特定農業団体制度の普及啓発に努め、集落を単位とした集落営農の組織化・法人化を促進するため、農用地利用改善団体を設立するとともに、特定農業法人制度及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行う。

さらに、このような農地貸借による経営規模拡大と併せて、農作業受託による実質的な作業単位の拡大を促進することとし、農地貸借の促進と農作業受委託の促進が一体となって、意欲的な農業経営の規模拡大に資するよう努める。また、併せて集約的な経営展開を助長するため、福島県県南農林事務所の指導の下に、既存施設園芸の作型、品種の改善による高収益化や新規作目の導入を推進する。

また、持続的かつ安定的に発展する地域農業の確立を図るため、農業を担う者として、企業の農業参入の支援を行う。農業生産組織においては、効率的な生産単位を形成する上で重要な位置づけを占めるものであると同時に、農地所有適格法人等の組織経営体への経営発展母体として重要な位置づけを持っており、オペレーターの育成、受委託の促進等を図ることにより地域及び営農の実態等に応じた農業生産組織を育成するとともに、その経営の効率化を図り、体制が整ったものについては法人形態への誘導を図る。

重要な担い手である女性農業者については、農業経営改善計画の共同申請の推進や集落営農の組織化・法人化に当たっての話し合いの場に女性の参加を呼びかける等、女性農業者の積極的な地域農業への参加・協力を促進する。

なお、効率的かつ安定的な農業経営を小規模な兼業農家、生きがい農業を行う高齢農家、土地持ち非農家等との間で補助労働力の提供等による役割分担を明確にしつつ、地域資源の維持管理、農村コミュニティの維持が図られ、地域全体としての発展に結び付くよう、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者のみならず、その他サラリーマン農家等にも本法その他の諸施策に基づく農業経営基盤の強化及び農業構造の意義について、理解と協力を

求めていくこととする。

特に、法第12条の農業経営改善計画の認定制度、法第14条の4の青年等就農計画の認定制度については、両制度を望ましい経営の育成施策の中心に位置付け、農業委員会の支援措置についても認定農業者・認定新規就農者に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、本村が主体となって、関係機関、関係団体にも協力を求めつつ制度の積極的活用を図るものとする。

さらに、地域の面的な広がりを対象とした各種事業等の実施に当たっても当該実施地区において経営を展開している認定農業者にも十分配慮し、事業の実施がこのような農業者の経営発展に資するよう、事業計画の策定等において経営体育成の観点から十分な検討を行う。

- 5 本村は、泉崎村地域農業再生協議会において、認定農業者又は今後認定を受けようとする農業者、生産組織等を対象に、経営診断の実施、先進的技術の導入等を含む生産方式や経営管理の合理化等の経営改善方策の提示等の重点的指導及び夢みなみ農業協同組合支所単位の研修会の開催等を福島県県南農林事務所の協力を受けて行う。

なお、農業経営改善計画の期間を満了する認定農業者に対しては、その経営の更なる向上に資するため、当該計画の実践結果の点検と新たな計画の作成の指導等を重点的に行う。

- 6 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標

(1) 新規就農の現状

本村の令和6年の新規就農者は0人であり、過去5年間も、新規就農者が少ない状況となっており、従来からの基幹作物である水稻の産地として生産量の維持・拡大を図っていくため、将来にわたって地域の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要がある。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標

(1)に掲げる状況を踏まえ、本村は青年層に農業を職業として選択してもらえるよう、将来(農業経営開始から5年後)の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を図っていくものとする。

① 確保・育成すべき人数の目標

福島県農業経営基盤強化促進基本方針に掲げられた新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保目標400人を踏まえ、本村においては年間2人の当該青年等の確保を目標とする。また、現在の雇用就農の受け皿となる法人を5年間で3法人増加させる。

② 新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標

村及びその周辺市町村の他産業従事者や優良な農業経営の事例を均衡する年間総労働時間(主たる従事者1人あたり1,800時間程度)の水準を達成しつつ、農業経営開

始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得(3に示す効率的かつ安定的な農業経営の目標の6割程度の農業所得(主たる従事者1人あたりの年間農業所得270万円、又は1個別経営体あたり350万円程度)を目標とする。

(3)新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた本村の取組

上記に掲げるような新たに農業経営を営もうとする青年等を育成・確保していくためには就農相談から就農、経営定着の段階まできめ細やかに支援していくことが重要である。そのため、就農希望者に対して、農地については農業委員会や農地中間管理機構による紹介、技術・経営面については福島県県南農林事務所や地域連携推進員、夢みなみ農業協同組合等が重点的な指導を行うなど、地域の総力をあげて地域の中心的な経営体へと育成し、将来的には認定農業者へと誘導していく。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1に示した目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に本村及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、本村における主要な経営類型並びに生産方式、経営管理の方法及び農業従事の態様に関する指標についてこれを示すと次のとおりである。

1 経営計画策定指標に係る経営類型

No	営農類型	経営規模
1	水 稻	水稻(移植) 2,000a
		水稻(作業受託) 900a
		飼料用米(直播) 1,000a
2	野 菜 + 水 稻	キュウリ(半促成) 30a
		キュウリ(抑制) 30a
		水稻(移植) 400a
3	野 菜 + 水 稻	トマト(夏秋) 40a
		ブロッコリー(春) 80a
		ブロッコリー(秋) 80a
		水稻(移植) 300a
4	水 稻(組織)	水稻(移植) 2,000a
		水稻(直播) 500a

		飼料用米(直播)	2, 000a
5	酪 農	酪農	80頭
6	肉用牛	肉用牛肥育(繁殖)	70頭
		水稻(移植)	400a
		牧草	200a
7	養 豚	養豚一貫	100頭
8	施設園芸(組織)	水耕栽培(葉菜類)	50a

2 生産方式、経営管理の方法及び農業従事の態様に関する指標

生産方式	(1)指標達成のための技術等 ア 水稻 (ア) 水稻直播栽培等の省力・低コスト生産技術や、自動走行トラクター等スマート農業 の先端技術の導入により、作業競合の回避と水稻業期間の拡大を図る。 (イ) 品種の組合せにより、適作業期間を確保し規模拡大を図るとともに、多様なニーズに対応できる生産体制を確立する。 (ウ) 生産の合理化を図るため、農用地の利用集積及び集約化とともに規模拡大や農業機械・施設の共同利用、 ライスセンターの利用を推進する。また、作業受託と組織化を積極的に推進する。 (エ) 主食用米の需要動向を的確にとらえ、用途別需要等に応じた品種構成とするとともに、需要に即した多様な米づくりを進める。 イ 野菜 (ア) 規模拡大を進めるため、育苗及び収穫・調製作業の分業化や外注化を進めるとともに、雇用労力の活用を進める。 (イ) 高品質安定生産及び出荷時期拡大のため、栽培の施設化や作型分化を図るとともに、かん水同時施肥装置や環境測定装置等により、管理作業の自動化、及び施設内環境の可視化を進める。 (ウ) 加工・業務用野菜については、省力化を図るため、移植、防除、収穫運搬作業等の機械化一貫体系の導入を進め、需要動向を的確に捉えて生産に取り組むとともに、土地利用型野菜の導入を進める。 ウ 畜産
------	--

	(ア) 酪農経営は、牛群検定成績を活用した生乳生産を進めるとともに、省力化を図るため、自動給餌システム、フリーストール、ミルクングパーラー方式、搾乳ロボット等の導入を進める。 (イ) 肉用牛経営は、経営安定化や省力化を図るため、飼養管理技術の改善及び経営内繁殖肥育一貫経営や地域内一貫生産体制の構築を進める。 (ウ) 飼料生産の効率化を図るため、土地の利用集積や遊休農地の積極的な活用を進めるとともに、高生産性機械の導入やコントラクターの活用を進める。 (エ) 経営安定化及び飼料自給率の向上を図るため、飼料用米、稲WCSの活用など耕畜連携を進める。 (オ) 有機性資源の循環利用を図るため、良質なたい肥生産に努め、たい肥供給者リスト等を活用した耕種農家との連携を進める。 エ 共通 (ア) 複合経営については、労働力に応じた作目・作型の組合せを進め、作業の平準化を図る。 (イ) 野菜、花きについては、地域の特性を生かした作目選定を行うとともに、施設化を進める。 (ウ) 化学農薬、化学肥料の削減や地域における有機性資源の循環利用等を進め、環境と共生する農業の実践に努める。 (エ) スマート農業等の導入により省力化を図る。 (2) ほ場の大区画化、農用地の集積及び規模拡大 ア 効率的な作業が可能となるようほ場の大区画化を進めるとともに収益性向上に向けた汎用化を進める。 イ 地域計画の実現に向けて、農地中間管理機構の活用等により、農用地の利用集積を進めながら経営の規模拡大を図る。 ウ 省力化・効率化や収量・品質の向上に向けて、ロボット技術やICTの活用を進める。
経営管理の方法	(1) 簿記記帳及び青色申告を実施し、経営の把握・管理を行うとともに、その結果を踏まえて、経営の合理化を進める。 (2) 経営の分析に基づく改善計画を立て、その実践を進める。 (3) 家族経営においては、財務、生産面など経営管理を強化するとともに、家族経営協定を締結するなど、経営体内の役割分担を明確にする。また、必要に応じて法人化を進める。生産組織については、経営の高度化・効率化を図り、経営実態等に応じて法人化を進める。

	(4)積極的に GAP 認証の取得に取り組み、食品安全、労働安全、環境保全等に配慮した経営の実践と経営改善に努める。 (5)各種支援制度等の活用や、経営研修会等への積極的な参加により、経営管理能力の向上を図る。 (6)自然災害等の様々な農業経営のリスクに備えるため、収入保険などの各種保険制度の加入に努める。
農業従事者の態様	(1)個別経営体 ア 配偶者や後継者がそれぞれの役割を明らかにし、経営の発展を図るため、家族経営協定の締結を推進し、労働時間の設定や休日制等の就業環境を整備する。 イ 計画的な作業と雇用の確保等により、適正な労力の配分に努め、過重労働を回避する。 ウ 酪農経営等では、他産業並みの休日を確保するため、ヘルパー制度の導入を推進する。 エ 快適な労働環境づくりを進めるとともに、農業機械等を取り扱う際など農作業事故の防止に努める。 (2)組織経営体 ア 雇用就農者等の人材確保と定着を図るため、給料、就業時間等の就業規則の作成、各種保険制度等の活用、トイレや休憩室の完備、作業衣の支給など、労働環境の整備に努める。 イ GAP 認証取得の取組を通して、労働安全の確保、人権福祉の充実を図る。 ウ 効率的な農作業の実施に向けて、雇用の安定確保と的確な人員配置が重要であり、そのための生産計画、求人に向けた雇用計画の整備を進める。

(注)1 組織経営体とは、複数の個人又は世帯が、共同で農業を営むか、又はこれと併せて農作業を行う経営体であって、その主たる従事者が他産業並の労働時間で地域他産業従事者と遜色ない水準の生涯所得を行い得るもの(例えば、農事組合法人、株式会社の他農業生産組織のうち経営の一体性及び独立性を有するもの。)

第2の2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

第1に示した目標に向かって、新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経

営の基本的指標として、現に認定農業者等が取り組んでいる優良事例等を踏まえつつ、本村における主要な経営類型並びに生産方式、経営管理の方法及び農業従事の態様に関する指標については、第2の1, 2に示した効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標に準ずるものとし、目標とすべき年間農業所得及び水準については、以下のとおりとする。

1 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき水準

青年等にとって、農業が「職業として選択しうる魅力」を持ち、「やりがいのあるもの」であることが必要であるため、青年等の就農から5年後の農業経営の目標水準は、第1の3に示す効率的かつ安定的な農業経営の目標の6割程度の所得目標（主たる従事者1人あたりの年間農業所得270万円程度）に達していることとする。

2 農業法人等への雇用により就農しようとする青年等が目標とすべき水準

農業法人等へ雇用により就農しようとする青年等は、農業法人等への就業を通じて地域農業を担うことはもとより、将来、当該農業法人等の経営者となることや、自らが効率的かつ安定的な農業経営に発展していくことが期待される。

このため、農業法人等への就業後5年間で、将来必要となる経営管理能力や栽培技術を習得することを目標とする。

第3 第2及び第2の2に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項

1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

(1) 経営管理の合理化に対応した人材の確保と育成

若者にとって、農業が将来にわたり地域の基幹産業として持続的に発展していくよう、他産業並みの所得を安定的に確保する意欲ある担い手を育成する。また、将来の農業を担う新規就農者など農業を担う者を幅広く、確保・育成していく必要がある。

上記のとおり、村の特産品であるトマト、キュウリ、ブロッコリーなどの農畜産物を安定的に生産し、本村農業の維持・発展に必要となる効率的かつ安定的な経営を育成するため、生産方式の高度化や経営管理の合理化に対応した高い技術を有した人材の確保・育成に取り組む。このため、認定農業者制度、認定新規就農者制度及びそれらの認定を受けた者に対する各種支援制度を活用するとともに、農業経営・就農支援センター、福島県県南農林事務所、夢みなみ農業協同組合と連携して研修・指導や相談対応等に取り組む。

(2) 認定新規就農者等の制度の活用と推進

新たに農業経営を営もうとする青年等の就農を促進するため、これらの青年等に対する就農情報の提供、農地・農業用機械の取得や、先進的な法人経営等での実践的研修の実施、青年等就農計画の認定・フォローアップ、認定新規就農者向けの支援策の積極的な活用の推進、認定農業者への移行に向けた経営発展のための支援等を行う。

(3) 農業従事者の労働環境への配慮

農業従事者の安定確保を図るため、農業従事の態様等の改善、家族経営協定締結による就業制、休日制、ヘルパー制度の導入、高齢者及び非農家等の労働力や繁忙期の異なる産地間の労働力の活用等に取り組む。

(4) 新たな農業従事者等に向けた情報提供

村の農業の将来を担う幅広い人材の確保に向け、職業としての農業の魅力等を発信するとともに、雇用されて農業に従事する者、定年退職後に農業に従事する者、他の仕事ともに農業に従事する者など農業生産に関わる多様な人材に対して、地域に定着できるよう情報の提供、受入体制の整備、研修の実施、交流会の実施等の支援を行う。

2 村が主体的に行う取組

新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて、福島県県南農林事務所や夢みなみ農業協同組合、農業経営・就農支援センターなど関係機関と連携して、就農等希望者に対する情報提供、農業技術・農業経営に要する知識習得に向けた研修の実施や研修農場の準備、必要となる農用地等や農業用機械等のあっせん、資金調達のサポートを行う。

また、新たに農業経営を始めようとする青年等が、本構想に基づく青年等就農計画を作成し、青年等就農資金、農地利用効率化等支援交付金等の国による支援策や県による新規就農関連の支援策を効果的に活用しながら、確実な定着、経営発展できるよう必要となるフォローアップを行うとともに、青年等就農計画の達成が見込まれる者に対しては、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

さらに、認定農業者を確保するため、福島県県南農林事務所をはじめ関係機関と連携し認定農業者制度について周知を図ることにより、新規認定等への誘導を行う。また、認定農業者が農業経営改善計画を達成できるよう、農林事務所の巡回指導等により経営課題の解決に向けた支援を行い、認定農業者の育成を図る。

第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積割合及び面的集積の目標	備 考
71% 効率的かつ安定的な農業経営に対する農用地の利用集積においては、経営規模拡大のメリットを最大限に活かし、より効率的な経営を可能とするため、面的にまとまった形での利用集積(以下「面的集積」という。)を図ることが求められていることから、地域計画の実現に向けて農地中間管理事業を活用しながら、上記面積割合目標の達成により利用集積された農用地における面的集積の割合を高めていくことを目標とする。	

(注)1 「効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積割合及び面的集積の目標」は、地域における担い手(認定農業者、認定新規就農者、基本構想水準到達者及び集落営農経営)の農用地利用面積(所有面積、借入面積及び特定農作業受託面積の合計面積。)の割合の目標である。

2 目標年次は令和13年度末とする。

2 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

(1)農用地の利用状況及び営農活動の実態等の現状

本村では、水稻を主体とする農業を展開し、認定農業者等を中心とした担い手への農地の利用集積が進んできているが、担い手ごとの経営農地は比較的分散傾向にあり、農作業の効率化等が図られず、担い手の更なる規模拡大が停滞している。

(2)今後の農用地利用等の見通し及び将来の農用地利用の姿

本村では、人口の減少や更に農業従事者の高齢化等が進み、経営転換や離農するような農用地所有者からの農用地の貸付等の意向が強まることが予測され、受け手となる担い手への農用地の利用集積を円滑に進めるためには、担い手が経営する農用地における面的集積を促進し、農作業の効率化等を図ることによって農用地の引受能力を高め、さらなる規模拡大と経営改善を支援することが必要である。

(3)将来の農用地利用の姿を明確化した地域計画の実現に向けた取組及び関係機関及び関係団体との連携等

本村の将来の農用地利用の姿を明確化した地域計画の実現を図るため、関係機関等との間で農用地に係る情報の共有化を進めるとともに、村関係各課、農業委員会、夢みなみ

農業協同組合、土地改良区、農地中間管理機構及び泉崎村地域農業再生協議会等による連携体制を整備する。

第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

本村は、福島県が策定した「農業経営基盤強化促進基本方針」の第5「効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項」の「1 農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項」に定められた方向に即しつつ、本村の地理的優位性と土地利用・農業における地域特性、即ち、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

1 本村が行う農業経営基盤強化促進事業

- (1) 第18条の協議の場の設置、第19条に規定する地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項
- (2) 農地中間管理事業の実施を促進する事業
- (3) 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- (4) 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- (5) 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の育成及び確保を促進する事業
- (6) 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事業
- (7) その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。

2 第18条の協議の場の設置、第19条に規定する地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項

(1) 第18条の協議の場の設置

①開催に係る情報提供の方法

開催に当たっては、村の公報掲載やインターネット掲載のほか、他の農業関係の会合を活用して周知を図る。

②開催方法

協議する内容に応じて開催方法をあらかじめ定めておく。

③参加者

農業者、村、農業委員、農地利用最適化推進委員、夢みなみ農業協同組合、農地中間管理機構の農地相談員、土地改良区、県、その他の関係者とする。

④協議すべき事項

協議の場において、地域農業の将来像や農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるように調整を行う。

⑤相談窓口の設置

協議事項に係る問合せへの対応を行うための窓口は産業経済課に設置する。

(2) 第 19 条に規定する地域計画の区域の基準

地域計画は、農業上の利用が行われる農用地等の区域について定める。情勢の推移により必要が生じたときは地域計画の見直しを行う。その上で、様々な努力を払ってもなお、農業上の利用が見込めず、農用地として維持することが困難な農用地については、活性化計画を作成し、粗放的な利用等による農用地の保全等を図る。

(3) その他第4条第3項第1号に掲げる事業(地域計画推進事業)に関する事項

村は、福島県県南農林事務所・農業委員会・農地中間管理機構・夢みなみ農業協同組合・土地改良区等の関係団体と連携しながら、協議の場の設置、地域計画の策定・変更を行い、地域計画に基づいて利用権の設定等が行われているか進捗管理を毎年実施する。

3 農地中間管理事業の実施を促進する事業

(1) 本村は、村の全部又は一部をその事業実施地域とする農地中間管理機構との連携の下に、農用地等の所有者、農業経営者等の地域の関係者に農地中間管理事業の趣旨が十分理解され、地域一体となって農地中間管理事業を進めるとの合意形成が行われるよう、農地中間管理事業に関する普及啓発活動等を行うものとする。

(2) 本村、農業委員会、農業協同組合、土地改良区及び泉崎村地域農業再生協議会等は農地中間管理事業を促進するため、農地中間管理機構に対し、情報の提供及び事業の協力を行うものとする。

4 農用地利用改善事業の実施を促進する事業

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

本村は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域(1

～数集落)とするものとする。

ただし、ひとまとまりの集落を単位とした区域を実施区域とすることが困難である場合にあっては、農用地の効率的かつ総合的な利用に支障のない限り、集落の一部を除外することができるものとする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の調整に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

イ 農用地利用改善事業の実施区域

ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

カ その他必要な事項

② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

① (2)に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、基本要綱様式第6-1号の認定申請書を村に提出して、農用地利用規程について村の認定を受けることができる。

② 本村は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。

ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。

イ 農用地利用改善事業の実施区域が地域計画の区域内にあるときは、農用地利用規程の内容が当該地域計画の達成に資するものであること。

ウ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。

エ (4)の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。

オ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

③ 本村は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を村のインターネットの利用により公告する。

④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人(以下「特定農業法人」という。)又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体(農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令(昭和55年政令第219号)第5条に掲げる要件に該当するもの)に限る。

以下「特定農業団体」という。)を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標

ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等の申出及び農作業の委託あっせん等の手続きに関する事項

エ 農地中間管理事業の利用に関する事項

③ 本村は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)の①の認定をする。

ア ②のイに掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

- ④ ②で規程する事項が定められている農用地利用規程(以下「特定農用地利用規程」という。)で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

(7) 農用地利用改善団体の勧奨等

- ① (5)の②の認定を受けた団体(以下「認定団体」という。)は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者(所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者)である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者(特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。)に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。

- ② ①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。

- ③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

(8) 農用地利用改善事業の指導、援助

- ① 本村は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。
- ② 本村は、(5)の①に規定する団体又は当該団体になろうとするもの(以下「団体等」という)が、農用地利用改善事業の実施に関し、農業委員会、夢みなみ農業協同組合、農地中間管理機構等の指導、助言を求めてきたときは、泉崎村地域農業再生協議会との連携を図りつつ、当該団体等の主体性を尊重しながら、その団体等の活動を助長する上で必要な指導、助言が行われるよう努める。

5 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業

(1) 農作業の受委託の促進

本村は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

また、担い手が受けきれない農用地について適切に管理し、将来的に担い手に引き継

ぐことが重要であるため、農作業受委託の推進に向けて、農業協同組合等の農業支援サービス事業者による農作業受託料金の情報提供の推進や、農作業受託事業を実施する生産組織の育成、地域計画の策定に向けた協議における農作業受委託の活用の周知等を行うことにより、農作業の受委託を促進するための環境を図る。

- ① 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進
- ② 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成
- ③ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発
- ④ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化
- ⑤ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進
- ⑥ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

- (2) 農業委員会、農地中間管理機構、夢みなみ農業協同組合による農作業の受委託のあっせん、農業協同組合自らが委託を受けて農作業を行う取組等

夢みなみ農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受委託のあっせんに努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

また、担い手が受けきれない農用地について適切に管理し、将来的に担い手に引き継ぐことが重要であるため、農作業受委託の推進に向けて、農業協同組合等の農業支援サービス事業者による農作業受託料金の情報提供の推進や、農作業受託事業を実施する生産組織の育成、地域計画の策定・見直しに向けた協議における農作業受委託の活用の周知等を行うことにより、農作業の受委託を促進するための環境を図る。

6 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の育成及び確保を促進する事項

本村は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、人材育成方針を定めるとともに、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、農地中間管理機構の保有農地を利用した実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事の態様

等の改善に取り組むこととし、休日制、ヘルパー制度の導入や、高齢者、非農家等の労働力の活用システムを整備する。

7 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項

第1の6(2)に掲げる目標を長期的かつ計画的に達成していくため、関係機関・団体との連携のもと、次の取組を重点的に推進する。

(1) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組

① 受入環境の整備

農業経営・就農支援センターや福島県県南農林事務所、夢みなみ農業協同組合などと連携しながら、就農相談会を開催し、就農希望者に対し、村内での就農に向けた情報の提供を行う。

② 中長期的な取組

生徒・学生が農業に興味関心を持ち、農業が将来の進路の選択肢の一つとなるよう教育機関や教育委員会と連携しながら、各段階の取組を実施する。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の定着に向けた取組

① 農業者に関する情報の共有と一貫した指導支援

村が主体となって福島県農業総合センター農業短期大学校や福島県県南農林事務所、農業委員、夢みなみ農業協同組合等と連携・協力して「営農指導カルテ」を作成し、研修や営農指導の時期・内容などの就農前後のフォローアップの状況等を記入・共有しながら、巡回指導の他、年に1回は面接を行うことにより、当該青年等の営農状況を把握し、支援を効率的かつ適切に行うことができる仕組みをつくる。

② 就農初期段階の地域全体でのサポート

新規就農者が地域内で孤立することのないよう、地域計画の策定及び見直しの話し合いを通じ、地域農業の担い手として当該者を育成する体制を強化し、認定農業者会との交流の機会を設ける。

③ 経営力の向上に向けた支援

アに掲げる「営農指導カルテ」を活用した指導に限らず、村内に所在のある直売施設や夢みなみ農業協同組合が運営する直売施設への出荷の促進、しらかわ・地域産業6次化ネットワークへの参加誘導、他産業の経営ノウハウを習得できる交流研修等の機会の提供などにより、きめ細やかな支援を実施する。

④ 青年等就農計画作成の促進及び指導と農業経営改善計画作成への誘導

青年等が就農する地域計画との整合に留意しつつ、本構想に基づく青年等就農計画の作成を促し、経営発展支援事業、経営開始資金、青年等就農資金、農地利用効率化等支援交付金の国の支援策や県の新規就農関連事業を効果的に活用しながら経営力

を高め、確実な定着へと導く。さらに、青年等就農計画の達成が見込まれる者については、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

(3) 関係機関等の役割分担

就農に向けた情報提供及び就農相談については農業経営・就農支援センター、技術や経営ノウハウについての習得については福島県農業総合センター農業短期大学校等、就農後の営農指導等フォローアップについては県南農林事務所、夢みなみ農業協同組合、認定農業者等、農地の確保については農業委員会、農地中間管理機構など、各組織が役割を分担しながら各種取組を進める。

8 その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

本村は、1から7までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

- ① 既存施設として立地されている農産物集出荷施設及びライスセンターの施設の効率的な農業経営を目指す者への支援。
- ② 農業集落排水事業の実施を促進し、集落の生活環境・定住条件の整備を通じ、担い手確保に努める。
- ③ 水田収益力強化ビジョンの実現に向けた積極的な取組によって、水稻作、転作を通ずる望ましい経営の育成を図ることとする。

(2) 推進体制等

① 事業推進体制等

村は、農業委員会、福島県県南農林事務所、夢みなみ農業協同組合、土地改良区、農用地利用改善団体、農地中間管理機構その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後10年にわたり、第1、第3で掲げた目標や第2の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。また、このような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

② 農業委員会等の協力

農業委員会、夢みなみ農業協同組合、土地改良区及び農地中間管理機構は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、泉崎村地域農業再生協議会のもとで相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、村は、このような協力の推進に配慮する。

第6 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附 則

この基本構想は、平成 7年 1月 5日より施行する。

この基本構想は、平成13年 4月27日より施行する。

この基本構想は、平成18年 8月30日より施行する。

この基本構想は、平成22年 6月11日より施行する。

この基本構想は、平成26年 9月26日より施行する。

この基本構想は、平成27年10月30日より施行する。

この基本構想は、令和 3年 1月29日より施行する。

この基本構想は、令和 5年 9月28日より施行する。

この基本構想は、令和 7年10月17日より施行する。